# 丸亀市自治基本条例の構造図

**理念・基本原則**
●自治の基本理念やビジョンを示す

**市政（まちづくり）の主体（役割分担）**
●自治の実現にとって重要な市民の権利や責務、議会や行政の責務等を規定する。
●自治の促進の担い手となるコミュニティ活動と市民公益活動を規定する。

**市政（まちづくり）の原則（制度）**
●自治（まち）をつくるための制度や仕組みを規定する

**条例の位置づけ**
●市の最高規範として、他の条例や計画等の立法指針や解釈指針となる

**自治基本条例の特徴**

**目的**
自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指す

**基本理念**
・お互いに個人として尊重されること
・自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること

**前文**

**基本原則**
1　人権尊重
2　情報の共有
3　参画への機会保障
4　協働のまちづくり
5　自治活動の尊重

**第１章　総則**
第１条　目的
第２条　定義
第３条　基本原則

**定義**
「市民」･･･市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体
「市長等」･･･市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会
「参画」･･･市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与すること
「協働」･･･市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力し合うこと

**自治活動**
地域活動･･･自治会・コミュニティ
公益活動･･･NPO・ボランティア

**第２章　市民の権利及び責務**
第４条　市民の権利
第５条　市民の責務

【市　民】

**第３章　議会の権能及び責務**
第６条　議会の権能
第７条　議会の責務
第８条　議員の責務

【議会】

情報の共有
参画・協働

【市長等】

**第４章　市長、他の執行機関及び職員の責務**
第９条　市長の責務
第１０条　他の執行機関の責務
第１１条　職員の責務

（コミュニティ・NPO・ボランティア）

**第５章　コミュニティ活動と市民公益活動**
第１２条　コミュニティ活動
第１３条　市民公益活動

**第６章　情報の共有**
第１４条　情報の公開及び共有
第１５条　個人情報の保護

**第７章　市民参画及び協働**
第１６条　参画
第１７条　政策形成及び実施過程への参画
第１８条　審議会等の運営
第１９条　住民投票
第２０条　協働
第２１条　自治推進委員会の設置

**第８章　市政運営の原則**
第２２条　行政手続
第２３条　説明責任及び応答責任
第２４条　総合計画
第２５条　組織
第２６条　財政の健全性の確保
第２７条　出資法人に対する指導等
第２８条　行政評価
第２９条　監査
第３０条　国及び県との関係
第３１条　他の地方公共団体等との関係

**第９章　最高規範性**
第３２条

**最高規範**
市の憲法としての位置づけ

**第１０章　雑則**
第３３条　条例の見直し
第３４条　委任

**条例の見直し**
・5 年超えない期間ごとに検討
・必要な措置を講じるときは、市民の意見を聴く

**具体的制度**

(14 条)
◎情報公開条例
○情報公開条例施行規則
●消防本部情報公開条例等施行規程
○教育委員会傍聴人規則／●情報公開条例等施行規程
●選挙管理委員会会議傍聴規程／●情報公開条例等施行規程
●監査委員情報公開条例等施行規程
○公平委員会傍聴規則／●情報公開条例等施行規程
●農業委員会情報公開条例等施行規程
●固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程
○議会傍聴規則／●情報公開条例等施行規程
(15 条)
◎個人情報保護条例
○個人情報保護条例施行規則

(22 条)
◎行政手続条例
○行政手続条例施行規則
(26 条)
◎財政状況の作成及び公表に関する条例
(28 条)
●行政評価実施要綱
(29 条)
◎個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

(12 条)
◎コミュニティセンター条例
○コミュニティセンター条例施行規則
●地区コミュニティ運営助成金交付要綱
●コミュニティまちづくり補助金交付要綱
●自治会補助金交付要綱
●自治会活動応援補助金交付要綱
●地域担当職員制度実施要綱

(17 条)
○市民の意見を求める場合の手続きに関する規則
(18 条)
◎附属機関設置条例
◎附属機関会議公開条例
○付属機関会議公開条例施行規則
◎審議会等の委員の公募に関する条例
(20 条)
◎信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例
●協働推進員設置規程